## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)	改正会社法
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法	会社法整備法
律(令和元年法律第 71 号)	
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令	財務諸表規則
第 59 号)	
企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)	開示府令
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 51 年大蔵省	連結財務諸表規則
令第 28 号)	
中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 52 年大蔵	中間財務諸表規則
省令第38号)	
中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成 11 年大	中間連結財務諸表規則
蔵省令第24号)	
四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成 19 年内	四半期財務諸表規則
閣府令第63号)	
四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成 19 年	四半期連結財務諸表規則
内閣府令第64号)	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	施行日・適用時期	
1	関係政府令案の施行日が明らかになっていないことから、附則等で明らかにされたい。また、開示府令案の具体的な適用時期について示していただきたい。なお、会社法施行規則の改正では「施行日(2021年3月1日)前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載については、なお従前の例による」とされ、12月・1月・2月を事業年度末とする企業への経過措置が設けられている。関係政府令の施行日についても同様の措置を設けるべきである。	本件の政府令等のうち、一部の政令(※ 1)は会社法整備法附則第二号に掲げる規定の施行の日(令和3年2月15日)、その他の政府令等は改正会社法の施行の日(令和3年3月1日)から施行・適用されます。 (※1)損害保険料率算出団体に関する法律施行令、金融商品取引法施行令(一部の規定) なお、会社法施行規則の改正において事業報告の記載に係る経過措置が設けています。 (※2)財務諸表規則、連結財務諸表規則、中間連結財務諸表規則、中間連結財務諸表規則、中間連結財務諸表規則、開示府令、銀行法施行規則、保険業法施行規則、特定目的会社の計算に関する規則、特定目的会社の計算に関する規則、その、b及び(57)の規定については、他の届出書の様式で準用されている場合を含め、まする事業年度のものである場合における届出書のである場合における場合における場合については、施行日以後に高田と、上記規定が有価証券報告書のである場合におりまる事業年度のものである場合における場合に対ける事業年度のものである場合における場合に対ける事業年度に係る有価証券報告書に終て適用される場合に不は、施行日以後に対する事業年度に係る有価証券報告書にで適用することとされています。
	金融商品取引法施行令	
2	金融商品取引法施行令第 14 条の 12 で、公衆 縦覧が各個人のインターネットにおいても認 められることを予定されていると思いますが、 システム障害などで各個人のインターネット では表示されず、財務局の入出力装置のみで表 示可能な場合の取り扱いをどのように考えて いるのか教えてください。	金融商品取引法施行令第 14 条の 12 の改正 箇所は、ファイルに記録されている事項を、各 個人がインターネットを利用して閲覧することを意味するものではなく、金融庁長官が金融 商品取引法第 27 条の 30 の 7 第 1 項に基づい て公衆の縦覧に供する方法として、「インターネットを利用」する方法 (EDINET 閲覧サイトにおいて閲覧が可能となる状態に置く方法)を新たに追加するものです。 ご指摘のように、ファイルに記録されている事項が、何らかの事由により各個人のインターネット接続環境では表示されないという事象が生じた場合でも、EDINET 閲覧サイトにおいてその閲覧が可能な状態に置かれている限り、インターネットを利用して公衆の縦覧に供されたものと扱われます。

なお、本改正後も、従来から規定されている 財務局の入出力装置の映像面に表示させる方 法の定めは維持されるため、その映像面への表 示が可能であれば、当該方法により公衆の縦覧 に供されたものと扱われます。 開示府令 会社法改正により、上場会社において、取締 金銭の払込みを要しない株式報酬や、無償発 役の報酬等として株式の発行等をするときは、 行で行使時に金銭の払込みを要しない新株予 金銭の払込等を要しないこととされた(会社法 約権報酬の発行価額(売出価額)については、 第202条の2第1項第1号、以下「株式の無償 その公正な評価額が発行価額になるものと考 交付」という。)。 えており、金融商品取引法第4条第1項第1 開示府令第19条第2項第2号の2において 号(金融商品取引法施行令第2条の12に規定 は、「発行価額又は売出価額」が1億円以上の する場合に限ります。)の規定により募集又は 譲渡制限付株券等の取得勧誘について、臨時報 売出しの届出を要しないこととなる株券等の 告書の提出が義務付けられているが、同号にお 取得勧誘又は売付け勧誘等の場合で、かつ公 3 ける「発行価額又は売出価額」について、株式 正な評価額が1億円以上となる場合には、臨 の無償交付の場合には、どのように解釈するの 時報告書を提出する必要があると考えられま か。 す。 なお、新株予約権については、現行法におい 現行法下の発行時に金銭の払込みを要しな ても募集新株予約権と引換えに金銭の払込み い新株予約権報酬については、個別の事案に応 を要しないことができるが、この場合の譲渡制 じて判断することとなります。 限付新株予約権証券等の取得勧誘における「発 行価額又は売出価額」の解釈についても併せて ご教示願いたい。 現行の開示府令上、有価証券報告書において ご指摘のとおり、株式引受権は株主に帰属す るに至っておらず、株主資本ではないことか 開示が求められる自己資本比率は、純資産額か ら新株予約権の金額及び非支配株主持分の金 ら、自己資本比率・自己資本利益率の計算上純 額を控除した額を総資産額で除した割合によ 資産額から控除することが必要と考えます。 り算出するものとされている(第三号様式記載 ご指摘を踏まえ、株式引受権が控除されるよう 上の注意(5) a により、第二号様式記載上の注 文言を修正します。 意(25) a (j)に準じて記載。)。 4 他方で、会社法改正に伴い、「株式引受権」 という科目が追加され、純資産の部に「株式引 受権」が計上されることとなる。 この「株式引受権」の新設に伴い、上記の自 己資本比率の算出において、株式引受権につい ても新株予約権のように純資産額から控除す ることになるか。 第二号様式と第三号様式で、「経営上の重要 第二号様式記載上の注意(33)において、「株 式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子 な契約等」の開示に関する用語の定義は異なり 会社となる会社及び株式交付子会社となる会 ませんが、ご指摘の差は「経営上の重要な契約 社」を「株式交換完全子会社等」と、「株式交 等」の開示に関する用語の定義と、「財務諸表」 換完全親会社となる会社、株式移転完全親会社 の開示に関する用語の定義が異なっているこ

5

となる会社及び株式交付親会社となる会社」を 「株式交換完全親会社等」と新たに定義してい

一方、第三号様式記載上の注意(48) e に定義 についての同様の規定があるが、その「株式交 換完全子会社等」「株式交換完全親会社等」の

とによるものです。

第三号様式記載上の注意(48)「財務諸表」e については、ご理解のとおり、株式交付の場合 を含めておりません。これは、株式交付が完全 子会社化を前提とするものではないことや、そ の手続実施の段階では株式交付子会社との連

定義には、それぞれ「株式交付子会社」「株式 携が前提となっていないことを考慮し、株式交 交付親会社 | は含まれていない。 付子会社の財務諸表の記載までは求めないこ 第二号様式と第三号様式で定義が異なると ととしたものです。 いうことになるのか確認したい。 第二号様式記載上の注意(67)「財務諸表」e また、株式交付が行われた場合について、「2 についても、同様の趣旨から株式交付の場合を 含める改正を行っておりません。 財務諸表等」の「(3)その他」では株式交付子会 他方、「経営上の重要な契約等」に関する第 社の財務諸表の記載は必要ないという理解で間 三号様式記載上の注意(13)は、第二号様式記載 違いがないか確認したい。 上の注意(33)に準じて記載することとされて おり、「経営上の重要な契約等」の開示に関し ては第二号様式、第三号様式で同じ取扱いとな ります。 第二号様式記載上の注意(54) a 中に、「取締 ご指摘のとおり、文言を「役員等を被保険者 とする役員等賠償責任保険契約」に修正しまし 役等との間で役員等賠償責任保険契約を締結 した場合には…」とあるが、取締役等と直接契 た。 約を締結するものではないと考えられるため、 6 「役員等を被保険者とする役員等賠償責任保 険を締結している場合」であることが明確とな るように定めた方がよいと思われる。 第二号様式記載上の注意「(54)コーポレー ご理解のとおりです。 ト・ガバナンスの概要」中、「当該契約によっ て職務の執行の適正性が損なわれないように するための措置を講じている場合にはその内 容」との文言及び「填補の対象とされる保険事 7 故の概要及び被保険者によって実質的に保険 料が負担されているときにおけるその負担割 合」との文言は、それぞれ、会社法施行規則第 121条第3号の2口、同第121条の2第2号に規 定する内容と同一であるとの理解でよいか、確 認したい。 第二号様式記載上の注意「(56)監査の状況」 ご指摘の箇所は事業報告で開示が求められ で、「監査役及び監査役会」が会計監査人の報 る範囲を超える開示を求めるものではありま 酬について同意した理由の記載を求めている。 せん。ご指摘を踏まえ、該当箇所につき、誤解 これは、監査役会の同意理由に加えて、各監査 を避けるべく「監査役又は監査役会」に修正し 役の同意理由も記載することを求めているの ました。 かをまず確認したい。事業報告で開示が求めら なお、監査役会を設置していない会社につい 8 れるのは監査役会の同意理由のみであるとこ ては、事業報告において監査役の同意理由の開 ろ、有価証券報告書で各監査役の同意理由の開 示が求められています。 示まで求めているのであれば、会社法で求めら れている範囲を超えるものであるため、「監査 役会 | の同意理由の開示のみで足りるよう記載 を改めるべきである。 第二号様式記載上の注意(57) aには、「提出 投資者の理解が容易になる観点から、記載内 会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の 容が同様である又は重複する箇所があれば、適 宜、当該他方を参照、引用するなどして記載す 決定に関する役職ごとの方針を定めている場 9 ることは差し支えありません(企業内容等開示 合には当該方針の内容を記載すること。また、 会社法第 361 条第7項の方針又は同法第 409 ガイドライン5-14参照) 条第1項の方針を定めている場合には、会社法

	施行規則第 121 条第6号イからハまでに掲げる事項を記載すること。」とある。 役職ごとの方針と会社法第 361 条第7項の方針又は同法第 409 条第1項の方針が同じ場合には、重複して記載する必要はないという理解でよいか確認したい。	
10	事業報告では、非金銭報酬等の内容の開示について、業績連動報酬であるかどうかにかかわらず開示が求められるが、開示府令の第二号様式・記載上の注意(57) b は、業績連動報酬の全部又は一部が非金銭報酬等である場合に開示が求められ、非金銭報酬等が業績連動でない場合、たとえば、非業績連動型の株式報酬(特定譲渡制限付株式や、役位に応じてポイントを付与する非業績連動型の株式交付信託)については、その内容を記載しなくてもよいという趣旨か。	ご指摘を踏まえ、事業報告との平仄の観点から文言を修正し、非金銭報酬等の種類別総額及び内容の開示について、業績連動報酬であるか否かにかかわらず開示を求めることとしました。
11	非金銭報酬の内容の開示箇所について、例えば、会社法第202条の2に基づく取締役の報酬等として株式を無償交付する取引の場合には、企業会計基準委員会(ASBJ)から公表予定の「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」に基づいて注記した箇所を参照する方法でもよいか。	投資者の理解が容易になる観点から、記載内容が同様である又は重複する箇所があれば、適宜、当該他方を参照するなどして記載することは差し支えありません(企業内容等開示ガイドライン5-14参照)。
12	改正箇所において、「当該事業年度」という 文言を用いているが、第二号様式記載上の注意 (57)のほかの箇所で用いられている「最近事業 年度」と同じ意味という理解でよいか。	ご理解のとおりですが、ご指摘を踏まえ、該 当箇所の文言を「最近事業年度」に修正します。
13	第二号様式(及び第二号様式を準用する第三号様式)において記載が求められる「補償契約」及び「役員等賠償責任保険契約」は、対象事業年度において締結されているものである旨を明らかにすべきである。また、会社法施行規則の改正で事業報告について設けられている経過措置と同様に、3月を事業年度末とする企業の2020年度の有価証券報告書において記載が求められる「補償契約」及び「役員等賠償責任保険契約」は、改正会社法の施行日(2021年3月1日)後に締結されたものである旨を明らかにすべきである。	記載事項として新たに追加された補償契約及び役員等賠償責任保険契約については、従前の責任限定契約と同様、提出日の時点で締結されているものを記載すべきと考えます。 開示府令第二号様式記載上の注意(54) a、bについては、最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における届出書及び施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書に適用する旨の経過措置が附則中で設けられますが、補償契約及び役員等賠償責任保険契約に係る記載事項については、当該附則の中で、施行日以後に締結されたこれらの契約に係る事項に限る旨の限定が付される予定です。
	銀行法施行規則	
14	銀行法施行規則別紙様式第9号の改正案について、 ・「記載上の注意3」に、「この様式中の表及び各項目の『記載上の注意』に定める内容が	いずれもご理解のとおりです。

含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらなくても差し支えない」とあることから、以下の記載が許容されると理解してよいか。
✓「3.(3)社外役員に対する報酬等」について、有価証券報告書の記載(開示府令第三号様式記載上の注意(38)、同第二号様式記載上の注意(57))と合わせ、「2.(2)会社役員に対する報酬等」の表に統合して記載する。

- ・「記載上の注意4」に、「有価証券報告書の 記載項目と類似・関連する項目について、実 質的に同一の内容と解される場合には、有価 証券報告書で規定されている用語を用いて も差し支えない」とあることから、以下の記 載が許容されると理解してよいか。
  - ✓「1.(3)使用人の状況」の「使用人」について、有価証券報告書の記載(開示府令第三号様式記載上の注意(9)、同第二号様式記載上の注意(29))と合わせて「従業員」と記載する。
  - ✓「1. (3)使用人の状況」の「平均給与月額」について、有価証券報告書の記載(開示府令第三号様式記載上の注意(9)、同第二号様式記載上の注意(29))と合わせて「平均年間給与」を記載する。

## 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第1項第1号においては、「払込金額」が1億円未満であると見込まれる募集については、内部者取引規制上の軽微基準に該当する旨が定められているが、同号における「払込金額」について、株式の無償交付の場合には、どのように解釈するのか。

なお、新株予約権については、現行法においても募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことができるが、この場合の「払込金額」の解釈についても併せてご教示願いたい。

一般に、「募集の払込金額の総額」とは、募集時に払い込まれる金額の総額をいうものと考えられます。今般の改正は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第1項第1号イの「払込金額」に係る取扱いについて変更するものではありません。

15